伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく伊勢原市 地域福祉計画(以下「計画」という。)の円滑な推進を図るため、計画の進捗状況 の点検、改善及び充実を図ることにより、同条各号に規定する施策の推進に寄与す ることを目的として、伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会(以下「点検推進委員 会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 点検推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 計画の実施状況に係る意見及び評価に関すること。
  - (2) 計画の改善を要すべき事項について改善案を提案すること。
  - (3) 前2号の点検、改善等の集約に基づき、次期計画の原案を策定すること。
  - (4) その他計画の円滑な執行のために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 点検推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した者(以下「委員」という。) 11人以内をもって組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 保健福祉関係団体等の代表者等
  - (3) 関係市民団体の代表者等
  - (4) 市民の代表者

(任期等)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、原則として、在任期間 1 0 年を超えないものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

- 第5条 点検推進委員会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、点検推進委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 点検推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。

(有識者等の出席)

第7条 点検推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に有識者等の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

- 第8条 点検推進委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、点検推進委員会の運営に関し必要な事項は、 会長が会議に諮って定める。

附則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 この告示は、公表の日から施行する。